

# 西尾市トンボロ駅伝企画運営業務募集要領

## 1. 趣旨

当市の観光資源の一つ『トンボロ干潟』を活用し、関係人口の拡大と地場産業の活性化を目的とした駅伝大会を開催する。また、滞在型の観光コンテンツを創出することで、名鉄の利用促進を図るとともに、時間によって変化するフォトジェニックなトンボロ干潟を来訪者に観察してもらい、SNSによる情報発信を促すことで更なる観光誘客の促進を図る。

## 2. 業務概要

- (1) 委託業務名  
西尾市トンボロ駅伝企画運営業務
- (2) 業務内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日 から 令和6年12月20日 まで
- (4) 委託費の限度額  
3,599,750円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 委託費の支払条件  
精算払い
- (6) その他  
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。  
なお、提案内容を勘案し委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 3. 審査基準及び審査方法

西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けないものとする。

## 4. スケジュール(予定)

募集要領等公開日	令和6年4月15日
事業説明会	なし
質問書提出締切	令和6年4月19日
質問への回答	令和6年4月23日
企画提案書提出締切	令和6年5月13日
プレゼンテーション	なし（書面審査とする）
審査結果通知	令和6年5月20日

## 5. 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置く者である。
- (2) 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類「03. 役務の提供等」中分類「03. 映画等製作・広告・催事」小分類「03. 催事」に記載されている者である。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である。
- (4) 西尾市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者である。
- (5) 本店及び西尾市に所在する営業所等が税を滞納していない者である。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でない、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でない。
- (7) 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者である。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でない。

## 6. 質問事項の受付、回答

### (1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

### (2) 質問方法

#### ア 提出方法

- ・ 質疑がある場合は、令和 6 年 4 月 19 日（金）までに質問書（別添様式）により電子メールにて問い合わせること。
- ・ 電子メールのタイトルは「西尾市トンボロ駅伝企画運営業務に関する質問」とし、質問書を添付すること。

#### イ 提出先

西尾市交流共創部観光文化振興課 観光担当

[kanko@city.nishio.lg.jp](mailto:kanko@city.nishio.lg.jp)

#### ウ 回答

令和 6 年 4 月 23 日（火）までに西尾市ホームページにて一括回答する。

#### エ その他

- ・ 質問は 1 者につき 1 回までとする。
- ・ 質問書を送付した場合は、必ずその旨を提出先に連絡し送受の確認をすること。質問書が期限内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

## 7. 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 13 日（月）

午前 9 時から午後 5 時までの受付時間中（土・日・祝日は除く）に (3) に掲げる提出書類を西尾市観光文化振興課に持参又は郵送にて提出（必着）すること。（郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。）

### (2) 提出場所

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地

西尾市役所交流共創部観光文化振興課（本庁舎 4F）

### (3) 提出物

#### ア 企画提案書（別添様式及び任意様式）

- ・ 日本産業規格 A4 縦型長辺綴じで、両面印刷にて作成すること。  
（A3 判を A4 判サイズに折り畳み挿入することは可）
- ・ 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ・ 必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。

#### イ 参加資格申請書

#### ウ 過去の類似業務の実績

#### エ 見積書

- ・ 別添仕様書の業務内容ごとに費用の内訳を詳細に記載すること。
- ・ 物品について購入又はレンタルの区別を記載すること。
- ・ 見積額は消費税及び地方消費税を含んだ総額を記載すること。

#### オ 会社案内

#### カ 納税証明書 ※法人税と消費税及び地方消費税、法人市県民税

- (4) 提出部数  
各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）とする。なお、6 部すべてをファイル等に綴じること。

## 8. 委託先の選定等

- (1) 選定方法  
提出された企画提案書等により、書面審査を行う。  
なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。
- (2) 審査方法  
西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、企画提案書等の提出書類を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。
- (3) 主な審査基準  
ア 会場レイアウト等に関する事  
イ 広報宣伝に関する事  
ウ 当日の企画運営全体に関する事  
エ 付加提案に関する事  
オ 業務実施体制、スケジュール  
カ 経費見積の妥当性
- (4) 審査結果の通知  
審査結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。なお、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けない。

## 9. 契約の締結

上記 8 により選定された者と交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては改めて見積書の提出を依頼する。なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順次交渉を行う。

## 10. その他

- (1) 企画提案書等の作成、郵送等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 複数の企画提案は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (6) 提出された書類は本業務以外の目的には使用しない。
- (7) 採用された企画提案書の著作権は西尾市に帰属するものとする。

## 11. 問合せ

西尾市交流共創部観光文化振興課  
〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地  
電話：0563-65-2169  
担当：榊原  
E-mail：[kanko@city.nishio.lg.jp](mailto:kanko@city.nishio.lg.jp)